

日本から国外に転出されるみなさまへ

国外転出に伴うお手続きは、一覧表内の各担当課でお願いします。



手続種別	手続きの内容	担当課・問い合わせ先		補足
住所登録関係	マイナンバーカード	窓口番号 ⑥	市民課 東庁舎1階 マイナンバーカード 直通 31-3567	日本国籍の方は、 <u>国外転出予定日前日までに手続きをすること</u> により国外転出後も使用できます。 ※手続きを行わないと、カードは <u>国外転出予定日に失効</u> します。
	印鑑登録	④	市民担当 直通 33-9841	転出予定日で自動廃止 *転出手続き後に印鑑登録証明書が必要な場合は、「印鑑登録証」を窓口にお持ちの上、申請できます。
	原動機付自転車(125cc以下のバイク)		市民税課 本庁舎2階 直通 33-4218	廃車または名義変更の手続き (必要書類についてはお問合せください。)
	軽自動車		軽自動車検査協会 長野事務所松本支所 (平田東 2-1-11) 050-3816-1855	名義変更等、必要書類については お問合せください。
	普通自動車・バイク(125cc超)		松本自動車検査登録事務所 (平田東 2-5-10) 050-5540-2043	
年金・健康保険	国民年金被保険者	①	市民課 年金担当 直通34-3218	・年金の納付状況確認 ・任意加入希望者の手続き など
	年金受給者		松本年金事務所(鎌田 2-8-37)へお問合せください。 代表 25-8100	
	国民健康保険		納稅課 本庁舎5階 直通 33-4886	保険税(料)の精算をお願いします。
	後期高齢者医療保険		保険課 東庁舎2階 保険税担当 直通 34-3215	
障がい福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、障がい児・障がい者福祉100円バス	18歳未満 18歳以上	⑨ こども福祉課 東庁舎1階 直通 33-4767 障がい福祉課 東庁舎1階 直通 34-3212	手帳、受給者証、バス券を返却
	福祉医療費受給者証 障がいのある方	20歳未満 20歳以上	⑨ こども福祉課 直通 33-9855 障がい福祉課 直通 34-3036	受給者証を返却
	児童手当			児童手当消滅届
	児童扶養手当・特別児童扶養手当		⑨ こども福祉課 直通 33-9855	資格喪失届
子ども	福祉医療費受給者証 乳幼児・児童、ひとり親家庭			受給者証を返却
	小・中学校に関すること		学校教育課 大手事務所4階 直通 33-9846	「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を学校から受け取り 自宅で保管

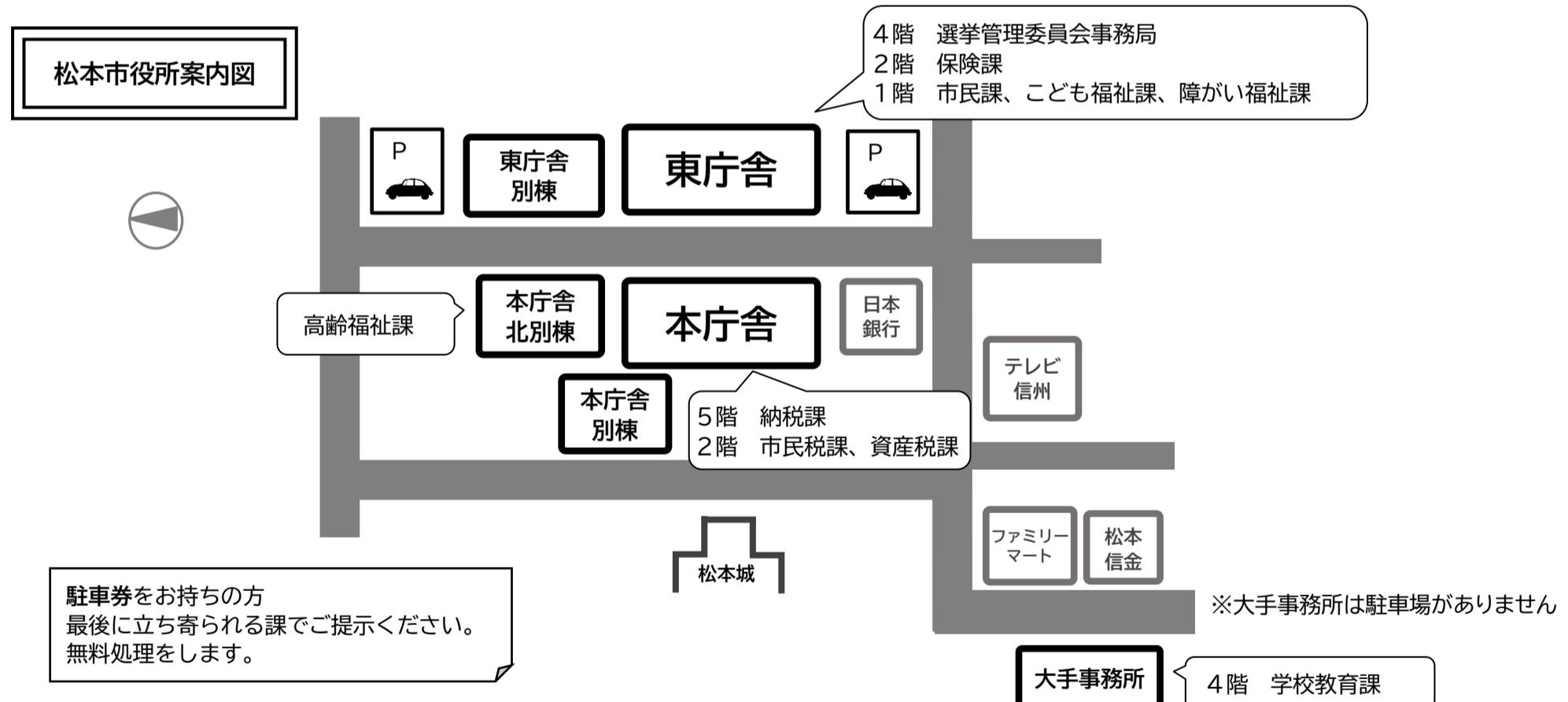
手続種別	手続きの内容	担当課・問い合わせ先	補足
高齢	高齢者福祉 100 円バス(70 歳以上の方)	高齢福祉課 本庁舎北別棟1階 直通 34-3492	バス券を返却
その他	納税状況の確認	納税課 本庁舎5階 直通 33-4886	市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税の納付・口座の確認
	松本市に固定資産がある方	資産税課 本庁舎2階 直通 34-3312	納税管理人申告書などの提出が必要です。
	水道・下水道 電子申請は 24 時間受付可能です。	水道料金センター 上下水道局 (島立 1490-2) 直通 48-6810	転出する日を事前にご連絡ください。
	在外選挙人名簿登録 (国政選挙の際に国外から投票できる制度)	選挙管理委員会事務局 東庁舎4階 直通 34-3230	国外転出届出日から転出予定日までに申請が必要です。 出国先の在外公館等でもお手続きできます。

日本に住民登録するとき

必要なものをご用意の上、帰国日から14日以内に新住所地で転入の手続きをしてください。

海外からの転入届に必要なもの

- パスポート全員分(帰国日のスタンプがあるもの) *または搭乗券の半券など
- マイナンバーカード(お持ちの方)
- 本籍地以外の市区町村に転入:戸籍の附票(日本人の異動者全員が記載されているもの)



LINE お友達登録しませんか？

松本市の公式 LINE からも手続きできるものがあります！



松本市役所

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号
☎ 0263-34-3000 (代表)